

## 品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
1	計画全般に関すること	区の教育施策を通して目指す姿・取り組む内容は計画全体を読むことで理解できるが、重点的に取り組む内容などが一目で分かるとなお良い。 また、本計画は取り組みの全体像を示す計画であるため、その実行に向けてどのように進めていかももう少し記載があると良い。	本計画におけるビジョンの実現に向け、①ウェルビーイング教育の推進、②レジリエンス育成の推進、③ダイバーシティ&インクルージョンを実現する教育の推進、④個別最適で協働的な学びを実現する環境整備を特に重点的に取り組む施策と位置づけています。 また、本計画に基づく具体的な施策推進については、実際に取り組む事務事業毎に、区がこれまでに収集してきた各種データを用いて根拠に基づいた確かな施策推進を図ります。加えて、学校教育分野については、児童・生徒の資質・能力の育成をより実効的なものにするべく、本計画に基づくアクションプランを定め、より一層効果的な教育施策の推進を図ります。
2	計画全般に関すること	こども基本法の理念をもう少し取り入れてほしい。	本計画の策定に際しては、こども基本法の理念を踏まえ、子どもたちの意見を聞くためのワークショップを実施しました。本計画策定後における個別の施策推進にあたりましては、引き続き子どもたちの視点を尊重し、その意見を聞きながら進めてまいります。
3	計画全般に関すること	「計画策定の趣旨」において、少子化、人口減少、国際競争力の低下、国や社会に対する意識の低下、などを課題として列挙し、VUCAという造語まで使い、「将来の予測が困難な時代」が強調され、子どもたちには「未来を切り拓く力を身に付ける」ことができる教育の必要性を述べている。しかしこれらの課題、今の社会がつくられてきたのは自然現象ではなく、全てこれまでの政府の失政に起因するものである。社会は変わるし変えられる。その社会の担い手として子どもたちを育てるのが教育の目的であった。現状認識、世界観、教育の位置づけに根本からボタンの掛け違いがある。	現在、社会は様々な要因から将来予測の困難な時代を迎えています。ご指摘のとおり、日々変わりゆく社会を担う子どもたちを育てることも重要であると考えていますが、区教育委員会はさらに歩みを進め、要因にかかわらず自らの力で困難を乗り越え、新たな社会や価値を創造する子どもたちの資質・能力を育むことが大切であると考えています。
4	計画全般に関すること	そもそも、国が教育振興基本計画を策定することそのものが、国家権力が教育内容を統制するためのものであり、今回の国の基本計画にも、国の計画を「参酌」し作られた区の基本計画（素案）にも、国際的な大事な人権の到達点である「子どもの権利条約」の文言が一言も無いのは違和感しかない。	本計画では、第2章「1 国の動向」において「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」について触れています。 教育振興基本計画の根拠法である教育基本法は「子どもの権利条約」と軸を一つにするものであるとともに、本計画策定にあたっては「子どもの権利条約」の精神に則り制定された「こども基本法」にも留意しています。こうしたことから、本計画は「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえたものであると考えています。
5	計画全般に関すること	「計画策定の体制」で参加総数54名、3回のワークショップ開催をもって子どもの意見聴取を強調しているが、人数があまりに限定され少なすぎる上、どこにその声が反映されたかは全く分からない。	本計画の策定にあたり、子どもたちへの意見聴取としてワークショップを実施したほか、区がこれまでに行ってきた児童・生徒アンケートや区民アンケートの結果を参考とするなど、広く子どもたちの意見を計画の検討に活用し、反映しています。 なお、ワークショップ実施状況については、本計画における資料として計画書へ掲載いたします。
6	計画全般に関すること	「新たな計画における円滑な施策推進のための基盤」という名で、学校統廃合と大規模化をもたらし、学校複線化により「どこでも、良質の学びを保障する」との義務教育の役割を歪めてきた、学校選択制・小中一貫校・学力テストなどのこれまでの品川区の「教育改革」を反省・検証なしに正当化・継承しているのは問題がある。基本計画をつくるにあたっては、この点こそ、立ち止まって検証し、転換すべき点だった。	本計画は、区がこれまでに推進してきた「プラン21」、「品川教育ルネサンス」など独自の教育改革による成果を活用することを前提に、今後の区の教育施策の方向性を総合的・体系的に示すものです。 なお、教育改革に基づき実施する各種事務事業については、区教育委員会が法に基づき毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を通じて検証を行っています。

品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
7	計画全般に関すること	「基本計画」策定にあたっては、品川区の現状分析を基本に出発すべき。注視すべきは、「将来の予測が困難なVUCA」ではなく、品川区の子どもの置かれている状況である。	本計画の策定にあたっては、児童・生徒アンケート、保護者アンケート等を通じた現状認識から検討を行いました。また、品川区の子どもが置かれている状況についても、多様な視点から様々な捉え方が可能かと思いますが、将来の予測が困難な（VUCA）な時代であることもまた、子どもたちが置かれている状況の1つだと考えています。
8	計画全般に関すること	「共にはぐくみつなぐ教育都市しながわ」という方針の下で、就学前教育、学校教育、家庭教育支援、文化財への意識改革、図書館の活用を通して、こどもたちが生きがいや人生の意義などを将来にわたり考えるにあたり、持続的な幸福感をもち、個人を取り巻く地域環境や社会が持続的に良い状態になるよう、絆を築いていくことを支援する計画として、共感するところが多いものだと感じた。この計画に基づいて、品川区が目指す教育が、こどもたちの自立、自主性の発達と、日々の学びの中からの気付きを大切に、自律的に学びを積み重ねていける教育体制になるよう、期待したいと思う。	本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、共生社会の担い手となる子どもたちの育成に向けて取り組んでまいります。
9	「ビジョン」および「学びの羅針盤」に関すること	「みんなのウェルビーイングを目指して」とビジョンをうたうのはよいが、ウェルビーイングの実現の担い手として子どもたちを位置づけているのには違和感がある。子どもたち一人ひとりの個人の尊厳や学び成長する権利含めた人権は、無条件で、第一に大切にされるべきである。また、個人のウェルビーイング達成の要素の一つとして学力を位置づけているのは、教育の目的を「人格の完成」にすえ、「憲法の理想の実現」を教育に託した旧教育基本法に照らし、学力の捉え方があまりに狭いと言わざるを得ない。	本計画において、子どもたちはウェルビーイング実現の担い手の一員となると同時に、自身のウェルビーイングを高めていくという在り方を示しています。ウェルビーイングは「生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの」であり、子どもたちの人権を大切にすると捉えています。また、ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるものではなく、二者は相互に関わり合いながら実現していくものであると考えています。
10	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	各学校のホームページに「授業改善プラン」が掲載されているが、その基準は区の「学力定着度調査」である。さらに、「外部評価と併せて、児童・生徒への指導力に対する学校の結果責任・説明責任を果たしています。」とある。こうした取り組みが子どもたちの確かな学力、豊かな学びの保障につながると思えない。「学力問題」のとらえ方が表面的、皮相的で、子どもたちの学びの本質に迫っていない。	学力定着度調査の結果を分析することにより、教育課程や指導方法に関わる自校の課題を明確にするとともに、授業改善プランを作成し、各学校のホームページで公開しています。本調査結果を経年変化と比較し、多面的な学びの把握に努めることで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ることにつながるものと考えています。
11	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	行政の行う「悉皆の学力テスト」は廃止すべきである。評価や授業改善プランは教師自身が日常の教育活動の中で行うべきもの。魅力ある授業、ゆとりある学校生活の創出が急務である。	学力定着度調査は、教員が立案した指導計画の見直しおよび指導方法の改善を行う機会となっております。また、授業改善プランの確実な実施により、児童・生徒の学力の向上とともに教職員の資質・能力の向上を図ることができる取組となっております。今後も継続して実施してまいります。
12	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	子どもたちにとっての今を大切に、遊びも学びも豊かに保障し、魅力あるものにすることが基本計画の中心課題であると思う。	品川区学力定着度調査や全国学力・学習状況調査、東京都統一体力テストの結果分析をもとに、子どもたちの実態を把握しています。子どもたちの実態を踏まえた質の高い魅力ある教育を推進していきます。
13	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	基本方針3のグローバル社会における人材の育成に関し、日本の伝統と文化を理解することを基盤とした国際理解教育を一層推進する方針の下、実践的なコミュニケーション能力を培うために9年間の英語教育を進めていく中で、品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習の一環として、地域の一員としてアイデンティティをもって、外の人たちに故郷を誇りをもって紹介できるような教育となれば良いと思う。	区では市民科を中心に、日本の伝統と文化を理解することも含めて国際理解教育であると捉え、その取り組みを推進しています。引き続き国際理解教育の充実を図ってまいります。
14	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	学校現場では、子どもを権利の主体として尊重する体制が未だに整っていないと感じている。	全ての子どもを大切に教育を推進することは重要だと考えています。引き続き、子ども基本法の趣旨を踏まえた教育の質の向上、体制整備を推進してまいります。

品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
15	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	市民科教科書作成過程を公開し、子どもを含めた市民や教員等の意見聴取などの機会も設けてほしい。また、市民科公開講座の日程をHP等で広く知らせてほしい。	市民科教科書は、品川区立学校の教員で組織される作業部会を通じて作成および改訂が行われています。その作成過程の公開および子どもを含めた市民の意見聴取については、今後検討してまいります。市民科授業地区公開講座の日程は各学校のホームページにてお知らせしておりますので、適宜ご覧ください。
16	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	子どもの意見を聴く、子どもに対して、決めつけて否定してしまうような環境は早急に改善してほしい。	本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、適切な資質・能力を備えた教職員の養成およびサポート・指導体制の確保に向けて取り組んでまいります。
17	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	「施策推進における12の方針」における方針2か、方針4の中で、社会経済との関わりの重要性を学び、お金の流れを理解し、様々な社会的な行いを通して、社会に還元していくことの大切さを学ぶ機会を設けることが必要かと思う。自らの興味や関心を高めながら、創造し、表現するとともに、人や資本を動かし、自らも収入と支出をすることで、社会に還元していく姿をイメージして、持続可能な社会活動への学びと実践のトレーニングの場としての教育環境が、9年の課程を終えてから子どもたちが社会の一員として活躍するためには、必要である。	市民科学習において、5年生で経済体験学習「スチューデント・シティ」、7年生で経営体験学習「CAPS」、8年生で生活設計体験学習「ファイナンス・パーク」を実施し、経済活動について学んでいます。本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じ、職業実践力の育成に向けて引き続き取り組んでまいります。
18	柱1「一人ひとりの資質・能力を育成する教育」に関すること	「施策推進における12の方針」における方針5の中で、グローバル化を進めるうえで、自己のアイデンティティの確立を進めると同時に、各国や他文化との違いを認識し、リスペクトをもってその違いを理解していく必要があると思う。主体的で対話的な深い学びを得るために、品川区は、近隣に存在する多くの外国大使館と連携し、彼らの協力を得、教育の中で、本物の他文化に触れる機会が持てるようになると良い。	令和6年7月には、大使館を通じた国際交流があり、スイスの音楽院の生徒が区立小学校を訪問し、歌や音楽による交流会を実施しました。こういった取り組みは、外国の文化を学ぶ貴重な機会となっています。今後も、多様性理解・多文化共生を各学校の教育課程に位置付け、外国の方々とに直に触れ合う取り組みを支援してまいります。
19	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「品川区における教育の取り組み」では、「不登校対策」や「いじめ対策」の項に典型的にみられるように、6年間で3.8倍も増えた児童生徒の不登校や、被害生徒が救急搬送を繰り返し転校を余儀なくされた後、本人の申し出により調査・認定されたいじめ重大事態など、区内で起こった深刻な子どもの実態の記述が欠落しており、単に区教委の実績宣伝になっている。これでは、そこから教訓や改善をくみ取るという計画にはならない。	本項目は、教育改革「プラン21」以降の区の教育行政の歩みの要点を絞り、概略的に紹介する項目です。ご指摘いただいた内容のほか、様々な課題を踏まえ、ここで紹介した取り組みをよりよいものとするべく検討した結果を、本計画第3章「品川区が目指すこれからの教育の姿」としてお示ししています。
20	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「不登校対策」では、「マイスクール」「校内別室指導支援」などの言及はあるが、不登校の分析、原因究明がなされていない。多様な原因があると思われるが、学校生活での息苦しさ、学びのやせ細りなどが、一貫して指摘されている。	不登校の原因については、「学校生活にやる気がでない」「不安・抑うつ」「生活リズム不調」など、個々に違いがあり、ご指摘のとおり要因は多様かつ複合的になっています。不登校の要因がはっきり分からないと答える児童・生徒もおり、要因へのアプローチと同時に、校内別室やマイスクールなど、多様な居場所や学習機会を確保し、不登校のお子さんの現状に合わせた支援やアプローチが必要だと考えています。また、学校での不登校を未然に防止するための取り組みとして、1人1台端末を利用し、毎日の体調チェックや相談受付、毎月の心の健康度のチェックなどを実施し、個々の状況の把握を行っています。

## 品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
21	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	いじめ問題も深刻である。本質的な克服には、傍観者も含め、子どもたち自身が、日々の生活の中で起きる人間関係の問題性を見つめ、話し合い、人権意識・感覚を育てていくことが重要である。「学級会」を明確に位置付け、常に話し合い、相手の立場を理解し、問題に対処すべきだである。集団として克服する力を育てることが大切である。 そのために、「子どもの権利条約」を実践的に学ぶことが大切であり、本計画の中心課題とすべきであり、2021年に制定された東京都の「こども基本条例」を計画の中に位置づけ、「品川区こども条例」の策定を目指すことを明記すべきである。	本区の教育目標の第1に人権教育の推進を掲げており、全学年で発達段階に応じた人権教育を実践しております。社会科では子どもの権利条約について学習し、市民科においても5年生以上が教科書で学んでいます。引き続き、教育の質の向上に努めてまいります。
22	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「品川教育ルネサンス」をふまえた三校種制度で、子どもたちの学校課程の選択肢が増えていることは、素晴らしいことだと思う。さらに、子どもたちの成長の速度は、それぞれに違いがあるので、この違いにも着目したカリキュラムになるよう、多様性を反映したルートの検討も、今後は必要だと思われる。より自由な義務教育課程を提供できる教育システムを構築して、それぞれこども世代の誰をも取り残さない、知る機会、成長する機会を活かす取り組みも検討してほしい。	誰一人取り残さないきめ細やかな教育の実現に向け、区では引き続き、多様性に応じた学びの充実とともに特別支援教育の充実を図ってまいります。
23	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	誰一人取り残さないきめ細やかな教育の実現の土台として、従来の教育課程に則った学校制度だけではなく、「マイスクール」の整備を進め、そこでの学びも教育課程上の高校など進学や、引き続き学びへのきっかけとなるような制度作りが必要だと思う。義務教育課程の区だけでは解決が難しいかもしれないが、「マイスクール」の整備を進めここの学びの評価も、教育課程上評価しうらと思われるので、正当に学びの成果を評価して、価値を社会的に見出していくことが重要だと考える。	マイスクールについては、令和6年度に「マイスクール西大井」を新たに開設し、計4箇所で見学・生徒の受け入れを行っています。マイスクールでは個別学習支援、小集団での授業や体験活動などを実施しており、活動の状況について定期的に在籍学校に報告するなど、マイスクールにおける学びの成果を生かすために綿密な連携を図っています。
24	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	不登校が増えているのは、子どもにとって学校が安全な場所となっていないからであることを、区教委や教員等に理解してほしい。	区では、令和6年度より、全教職員へ「いじめ予防プログラム」による研修を実施しています。研修の内容は、いじめの基本的な知識の他にも、いじめを生まないよりよい学校風土を形成していくための専門的な内容となっています。本研修や定期的に実施する「学校風土調査」等を通じて学校の状況を把握し、子どもたちにとって学校がより安心・安全な場所となるよう各学校での取り組みを支援しています。
25	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「施策推進における12の方針」における方針5、方針7に関係するが、日本語を母語としない子どもが学校の朝読書などで困らないように、学校図書館にもさまざまな国の本も導入してほしい。	日本語を母語としない子どもたちのためのメディアセンター（学校図書館）への様々な国の本の導入については、学校の実態を踏まえ研究してまいります。
26	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関すること	「施策推進における12の方針」における方針7について、障がいがあっても同じ教室で学べるようにしてほしい。障がいの有無で分ける教育は止めてほしい。	本区では、就学相談の中で、専門家による児童・生徒観察や保護者面談、就学相談委員会の協議等を経て、児童・生徒、保護者の意向を最大限尊重して就学先を決定しています。特別支援教育のニーズは様々あることから、文部科学省や東京都の意向を踏まえ、通常の学級、通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を整備し、選択できるようにしています。今後も、通常の学級において個別に支援が必要な際の支援員の配置や特別支援学校と地域の学校との副籍交流、校内における特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習などを推進し、それぞれの児童・生徒が学習活動に参加している実感を得ながら、互いを認め尊重し合いつつ学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

## 品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
27	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	いじめや不適切指導に関する報告を適切に行い、再発防止に繋げてください。	いじめ防止等に関して、「品川区いじめ防止対策推進条例」および「品川区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、1人1台端末を活用した児童・生徒からの援助要請を受け付けるなど未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、いじめ予防授業を通して、いじめ予防およびいじめの重大化を防ぐよう努めてまいります。 また、若手教員育成研修や生活指導主任会、部活動指導者研修会ならびにいじめ防止研修を通じて不適切な指導や体罰の防止および学校風土の醸成に資する取り組みを引き続き行ってまいります。
28	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針8について、修学旅行費などの負担についても積極的に行ってほしい。経済的理由だけでなく、子どもが修学旅行等に行けなかった事例がある。	修学旅行費の負担については、現在行っています予算編成作業の中で検討を進めております。
29	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	「施策推進における12の方針」における方針9について、品川区であった戦争の話や、品川区で起きてしまった関東大震災の時のジェノサイドについて子どもが知る機会を構築してほしい。	社会科等における教育内容の充実に努めてまいります。
30	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	CAPプログラムを3年生だけでなく、他の学年や幼保でも行ってほしい。また、教員向けプログラムも3年生の教員だけでなく全ての学年、幼保の先生も参加できるようにしてほしい。	学校教育の一環として実施するCAP（子どもへの暴力防止対策事業）について、現時点で拡大して実施する予定はありませんが、今後見直しを図りながら検討してまいります。
31	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	嫌なこと、困ったことがあった時にすぐに「助けて」と言える環境を整えてほしい。	学校においては、各学級の担任や管理職が児童・生徒の心理的安全性を確保できる環境づくりを行い、相談しやすい体制を整えています。区内の小・中・義務教育学校全校において、今年度より一人一台端末を用いたアプリ等の健康観察・相談窓口システムを導入し毎日児童・生徒の心身状態を把握することができるようにしています。 また、校内には目安箱を設置するほか、1～6年生対象のHEARTS相談電話や7～9年生対象のアイシグナルといった手段を設けています。 加えて、区では学校外の相談機関として、不登校・いじめ・暴力行為・非行・家庭環境等の相談については子ども支援の専門家であるHEARTSがサポートします。そのほか、相談内容に応じて品川区子ども家庭支援センター、虐待専用しながわ見守りホットライン、品川区ヤングケアラーサポートLINE等、様々な相談方法の充実を図っています。
32	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	社会・経済状況によらない教育の実現の中で、給食費や教材の無償化は、こどもたちが学校で学ぶ機会を失わないという点で、優れた政策だと思うが、資金的な裏付けが必要になる政策でもある。区の収入を増やすような努力、発想が必要になるものと思われる。	これまでも税外収入等の確保など、歳入確保を図ってまいりましたが、今後も子どもたちへのより良い教育の実現のため、引き続き様々な手段を検討しながら財源の確保に努めてまいります。
33	柱2「誰一人取り残さないきめ細やかな教育」に関する事	グローバル化の進展に伴い、外国語を母国語とする児童、生徒が増えていく現状において、外国大使館などの母国の支援を求めていくことも必要かと思う。	外国語を母語とする児童・生徒の支援については、関係部署と連携をしながら進めているところです。子どもの実態に応じた支援の在り方について引き続き研究してまいります。
34	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	少人数学級、生活のゆとり、教員の多忙化解消、無駄な事務作業の解消など、教育行政はまず、こうした教育条件整備を行うべきである。	本計画に基づく個別具体的な施策推進を通じて適切な教育環境の整備を推進してまいります。
35	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関する事	十分な研究と授業準備、充実した子どもたちの交流活動が豊かであれば、教師の教育力の向上につながる。教員の働き方改革は、まさに教師の自由を取り戻す点に意義がある。	子どもたちの豊かな学びや成長を支える質の高い学校教育の維持向上のため、教員が心身の健康を保ち、子どもたちの教育に一層専念することができるよう、引き続き勤務環境の改善に向けた取組を行い、働き方改革を推進してまいります。

## 品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
36	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	ICT環境の整備の中で、「メディアセンター」の位置づけを明確にしてほしい。メディアセンターは、本を読む、読む力をつけるだけでなく、資料を比較し選び取る力をつける大切な機能を果たす。ところが、そのICT環境が十分考えられていない。探究学習を推進し、生涯にわたり、学ぶ力を作り上げる上での学校図書館（メディアセンター）の充実を図る必要を計画に入れてもらいたい。これは図書館の仕事ではなく学校教育の仕事であり、図書館はそのサポートであると考えている。	学校におけるメディアセンターは読書センターおよび学習・情報センターとしての機能を持つものと捉えています。この2つの機能を発揮し、メディアセンターが学校教育の中で更なる役割を果たすことができるよう、機能を充実することが大切であると考えています。
37	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	学校改築に時間がかかり、1年生が卒業するまで改築中で校庭のない校舎で生活する事態が起きている。なんとか工事期間を短縮する方法を考えてほしい。	学校改築工事の工期が長期化する要因として、現地で学校を運営しながら建て替える「居ながら工事」を行っていることや、建設業の働き方改革の取り組みに伴い工事を原則として土日休みとしていることなどが挙げられます。これまでも児童・生徒の安全確保や負担軽減を最優先に考え、学校運営に配慮した建替え工程とするとともに、新校舎をなるべくコンパクトにまとめた設計にするなど工期短縮を図ってまいりました。さらなる工期短縮に向け、引き続き改善に努めてまいります。
38	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	校舎を建て替えることは、将来数十年を見通したものとなる。改築された校舎を見ると、校舎配置、特別室の内容に専門家の意見が入っているのであろうかと思われるところが見られる。私のわかる範囲でいえば、メディアセンターの内部設計には思想がないと思われるものが何件もある。カウンターからの見通しがきかない構造、メディアセンターとして、プロジェクターやスクリーンの配置を全く考えていない設計、静かさを担保されない設計などである。	学校改築にあたり、将来の学級数の増減や学習形態の多様化などに対応できるよう、校舎配置や各諸室の設計を行っております。ご指摘いただいた点にも配慮しながら、引き続き良好な教育環境の整備に努めてまいります。
39	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	校舎改築により完成したばかりのメディアセンターが普通教室の不足で普通教室に変更され、広さが確保できなくなる例がいくつも出ている。設計に関しては、学校設計の専門家の英知を活用していただきたい。メディアセンターは名称だけで昔の「本の館」の発想を出していない設計が目立つ。ぜひ、先を見通して、もったいない校舎改築にならないようにしていただきたい。	学校改築の際の新校舎の教室数や各諸室の広さなどは、就学人口推計を踏まえて計画しているところですが、推計に表れていない竣工後の住宅開発などに対応するため、ご指摘のとおり一部の学校ではメディアセンターを普通教室に転用したケースがございます。現在設計中の学校では、推計値をより精査するとともに、柔軟に対応できるような校舎計画を進めています。また、メディアセンターの設計につきましては、図書配置のみに留まらず、児童・生徒の様々な学習活動を支えるものとなるよう計画してまいります。
40	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	中学校のメディアセンターにおいては、特にICTを活用し、探究学習に耐えるメディアセンターを目指していただきたい。他の特別教室においてもそのようなことがあるのではないかと危惧している。内部設計の段階で専門家の意見を入れてほしいと考えている。	メディアセンターを含め、各諸室や設備等の計画にあたり、関係部署や専門の方のご意見などを踏まえ設計してまいります。
41	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	「読書バリアフリー法」により、図書館だけでなく学校図書館も読書に障害のある子どもへの対応が必要とされる。そのサポートを図書館には果たしてほしいと考えているのでどこかで触れてほしい。	本計画とは別に、現在、改定に向けた検討を行っている「品川区子ども読書活動推進計画」の中で、子どもの多様性に対応した読書環境づくりのための施策について検討しています。
42	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	学校図書館には、図書司書が毎日いる環境が必要です。品川区子ども読書活動推進計画策定委員も、ほぼ全員が同様の意見を述べ求めている。図書司書が毎日いるように学校図書館を充実させることは、子どもにとってはもちろん、教員にとってもプラスである。なぜなら、授業のサポートも図書司書はできるからである。情報センターの機能も持つ学校図書館にもっと予算をかけてください。	ご指摘のとおり、子どもの読書活動推進において、司書が適切に配置された学校図書館が果たす役割は大きいと認識しています。引き続き様々な手法を通じて図書館機能の充実に努めてまいります。
43	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	危険な状況に遭遇した時にすぐに逃げられるように、日ごろの訓練が必要である。定期的な訓練実施をしてほしい。	全ての区立学校において月に1度の安全指導日を設け、実態に応じた指導を行っているところです。引き続き、安全指導の充実に努めてまいります。

## 品川区教育振興基本計画に対するご意見の要旨と区の考え方

No.	項目	ご意見（要旨）	区の考え方
44	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	教育DXの推進に向けて、保育現場に限らず、学校でも「事務負担は重く」「残業時間の必要性が増している」状態であると思われるので、保育現場の文書作成にAIの活用が始まっていることから、これらの仕組みを学校教育の中にも広げていけると良い。また、事務負担については、保育職や教育職が事務負担を担うのではなく、別の職種での対応もできるような仕組みづくりを進めていくよう期待している。	現在、区では、教育現場も含めた全庁的な取組みとして、生成AIを活用できる環境を整備し、活用研修などを行っております。今後もより利用しやすい環境整備等を含め、教職員の業務効率化と負担軽減を目指してまいります。また事務負担については、事務作業を補助するスタッフ（会計年度任用職員）を配置し、教員の事務負担軽減に取り組んでいます。今後も引き続き、教員のさらなる事務負担軽減に取り組んでまいります。
45	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	教育DXを進めるうえで、ICT環境の整備と活用を図るためには、ユーザー側のスキルの向上が不可欠である。ICT機器の配備だけではなく、使いやすいソフトウェアやアプリケーションの導入と、これの使い方を幅広く伴走的に支えていく人材の育成、活用が不可欠である。	現在、ICT支援員を各学校に派遣し、ICT機器の活用方法や、それらを用いた授業の支援や提案を行っており、教員のスキル向上と授業支援に取り組んでいます。またソフトウェアやアプリ等につきましても、教育現場のニーズに対応したより効果的なICTツールを導入できるように、こまめな情報収集を行うなど、その動向を注視しております。引き続き、現場の声に耳を傾けながら効果的なICT環境の整備と活用に努めてまいります。
46	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	保育や教育の現場で必要とされる機能を充実するためのアップデートのためにも、より多くのデータの活用が求められると思う。それらのデータには、秘密保持性の高いものも含まれているので、セキュリティの管理を厳重にすることも重要である。最も高いセキュリティとして、物理的に外部ネットワークから遮断されているネットワークを形成すべきかと思う。	ご指摘の通り、データセキュリティの重要性は十分に認識しております。現在、教育現場においては、児童生徒の個人情報や成績情報など、秘密保持性の高いデータについては、外部ネットワークから遮断された場所にて厳重に管理・運用を行っております。今後もデータの重要性に応じた適切なセキュリティ対策を講じながら、教育DXの推進と個人情報保護の両立に努めてまいります。
47	柱3「学びを支える教育体制の確保」に関すること	災害時における教育活動の継続に向けた体制構築にあたり、混乱した被災後の社会状況の中、自自治体のみで体制を構築することは困難を極める。この件については、常日頃から提携、連携を他自治体と結んで置き、相互に支援できるような枠組みを作っておくことが肝要だと思う。	災害時においては、避難所の運営を適切に行うことが早期の教育再開につながるものと考えます。区では他自治体との相互援助協定を締結しており、避難所の運営や広域避難などの相互支援も含め検討しています。
48	その他	「子供」と言う表記をやめてほしい。品川区と同様に、また、本計画において表記されているように「子ども」に統一してほしい。	本計画においては原則として「子ども」を使用し、こども基本法に関連する部分のみ「こども」を用いています。